

技術に関する職位規則

(目的)

第1条 この規則は、技術に係る特別な職務を行う IVI メンバーに対して付与する職位として、定款で定めるもの以外について、その枠割と選任等に関し必要な事項を定める。

(技術統括)

第2条 技術統括は、本会の事業を遂行する上で必要となる技術について、その内容に関する深い知識と多くの経験を持ち、本会におけるその分野の展開の中で統括的役割をもつ者をいう。

(技術参与)

第3条 技術参与は、本会の事業を遂行する上で必要となる技術について、その内容に関する深い知識と多くの経験を持ち、本会におけるその分野の展開の中で指導的役割をもつ者をいう。

(技術参事)

第4条 技術参事は、本会の事業を遂行する上で必要となる技術について、その内容に関する深い知識と多くの経験を持ち、本会におけるその分野の展開の中で実践的役割を持つ者をいう。

(選任)

第4条 技術統括、技術参与、及び技術参事は、会員または会員企業の登録メンバーの中から、幹事会からの推薦にもとづき、理事会が承認する。

(任期)

第5条 技術統括、技術参与、及び技術参事の任期は、選任された事業年度の翌期に行う通常総会の日までとし、再任を妨げない。

(解任)

第6条 技術統括、技術参与、及び技術参事は、理事会の決議によって解任することができる。

2. 技術統括、技術参与、及び技術参事は、会員または会員企業の登録メンバーでなくなった時点で解任される。

(報酬)

第6条 技術統括、技術参与、及び技術参事は、理事会が決議した金額を上限とし、会費以外の外部資金を原資とした報酬を受けることができる。

附 則

1 この規則は、平成30年3月22日から施行する